

ヘルプカード を見かけたら…



毎年12月3日から12月9日は「障害者週間」です。国民の間に広く障がい者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がい者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的としています。

今回は障がい者等に関するマークの一つ「ヘルプカード」についてお知らせします。

「ヘルプカード」は、外見からわからなくても援助や配慮を必要としている障がいのある方や病気の方などが、日常生活や災害時などで困ったときに周囲に示し、支援や理解を求めやすくするものです。

このカードには、援助が必要なことを知らせるための「ヘルプマーク」を表示しております。また、住所や緊急連絡先、

配慮や手助けをして欲しいことを記入することができます。

二つ折りでクレジットカードと同じサイズのため、財布に入れたり、カードケースに入れて、カバンに下げたりすることができます。

また、ストラップがついているタイプの「ヘルプマーク」もあります。

「ヘルプカード」や「ヘルプマーク」を持っている方を見かけたら、電車やバスで席を譲ったり、緊急時や災害時に支援していただくなど、ご配慮いただきますようお願いいたします。

【配布対象者】

外見からわからない障がいをお持ちの方や病気の方など、外出先や避難先で周囲の配慮や支援が必要な方

【配布窓口】

県庁地域福祉課、県各福祉事務所・保健所、県障害者相談支援センター、朝日町役場保険福祉課窓口で配布しています。



上手に使おう かかりつけ薬局

町では四日市薬剤師会と協力し、みなさまに安心して薬を服用してもらうために“お薬手帳の活用”“かかりつけ薬局”等について3回にわたってお伝えしています。

10月号では“上手に使おう お薬手帳”と題してお伝えしました。今月は“かかりつけ薬局”についてお伝えします。

かかりつけ薬局をお持ちですか？



四日市薬剤師会
薬剤師 橋本世李

病院で処方箋を受取ったら隣に併設されている薬局でお薬をもらう方がほとんどではないでしょうか。

処方箋をどの薬局に持って行くかは患者さんが自由に選ぶことが出来るんです。例えば、普段から複数の病院でお薬を出してもらっている方はすべての病院の薬を1つの薬局でもらうことにより薬の一元管理が可能になります。

もし、お薬手帳を忘れてしまっても服用中の薬をすべて把握しているため重複や飲み合わせについてしっかり確認してもらえます。さらに、検査値やアレルギー歴・副作用歴などから体質も把握しているため、体質に合わない薬が処方されていた場合にも気づき、対処することができます。

安心・安全に薬と付き合っていくために、かかりつけ薬局をひとつ決めましょう。



かかりつけ 薬局ってなに？

普段から身近にあり
いつでも気軽に相談
できる薬局のことです。
My薬局を1つ決めて
おきましょう。



薬に関するサポート

処方薬だけでなく
市販薬やサブリの
相談も！
薬の困りごとなら
何でも！
飲み忘れ防止法を
伝授！